

※この法令は廃止されています。

平成十六年経済産業省令第二百二号

ガス事業託送供給収支計算規則

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十二条の三（第三十七条の人において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ガス事業託送供給収支計算規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、ガス事業法（以下「法」という。）、ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号。以下「会計規則」という。）、一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十六号。以下「一般ガス料金算定規則」という。）及びガス事業託送供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十七号。以下「託送料金算定規則」という。）において使用する用語の例による。

（託送供給関連業務の会計の整理）

第二条 法第二十二条の三第一項の規定により、託送供給の業務及びこれに関連する業務（以下「託送供給関連業務」という。）に関する会計を整理しようとする一般ガス事業者（以下「事業者」という。）は、次条から第五条までの規定に定めるところにより、託送供給関連業務に関する会計を整理しなければならない。

（託送収支計算書の作成）

第三条 事業者は、託送供給関連業務に係る収益（以下「託送収益」という。）及び託送供給関連業務に係る費用（以下「託送費用」という。）について、別表第一に掲げる方法に基づき、様式第一に整理しなければならない。

第四条 事業者は、託送供給関連業務の効率的な実施のために投下された有効かつ適切な事業資産（以下「託送資産」という。）及び本支管投資額について、別表第二に掲げる方法に基づき、様式第二に整理しなければならない。

（超過利潤計算書等の作成）

第五条 事業者（法第二十二条第一項ただし書の承認を受けた事業者であつて法第二十二条の二第一項に規定する届出を行っていない事業者を除く。）は、超過利潤額等について、別表第三に掲げる方法に基づき、様式第三に整理しなければならない。

（事業者の定める算定方法）

第六条 事業者は、当該事業者の事業実施に係る特別な状況が存在する場合であつて、当該状況を勘案せずに託送供給関連業務に関する会計を整理することが合理的でないと認められる場合においては、第三条から前条までの規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであつて、これらの規定とは異なる算定方法を定めることができる。この場合において、事業者は当該算定方法を、様式第四に整理し、公表しなければならない。（託送需要の存在しない事業者の特例）

（超過利潤計算書等の公表方法等）

第七条 自らが維持し、及び運用する導管により大口供給、卸供給又は託送供給を行わない事業者が、法第二十二条の三第一項の規定により託送供給関連業務に関する会計を整理する場合にあつては、第二条から第五条までの規定にかかわらず、別表第四に掲げる方法に基づき託送供給収支について算定し、様式第五に整理することができる。

第八条 事業者（地方公共団体である事業者を除く。）は、当該事業者の事業年度経過後四月以内に法第二十二条の三第二項の規定による公表をしなければならない。

2 地方公共団体である事業者は、当該事業者の決算について地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項の規定による議会の認定を経た後三日以内に法第二十二条の三第二項の規定による公表をしなければならない。

3 事業者が、法第二十二条の三第二項の規定により公表すべき書類は、様式第一から様式第三まで（前条の事業者にあっては様式第五）とし、営業所、事務所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所への掲示その他の適切な方法により公表するものとする。

（公表方法の特例）

第九条

事業者が前条第三項の書類を公表することにより、特定のガスの供給を受ける者に係るガスの購入量又は購入価額が一般に判明する場合その他当該特定のガスの供給を受ける者の権利利益を害することになる場合には、当該事業者は、同項の規定にかかるわらず、公表すべき書類のうち当該要因となる部分については、公表しないことができる。この場合において、当該事業者は、公表しない部分を記載した書類を経済産業大臣（供給区域が一の経済産業局の管轄区域のみにある一般ガス事業者（供給区域内におけるガスマーケターの取付数が百万個を超えるものを除く。）については、その供給区域を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。（ガス導管事業者の公表方法の特例）

第十一条

（ガス導管事業者の公表方法の特例）

この省令から第六条まで及び第八条の規定は、ガス導管事業者に準用する。この場合において、第二条及び第八条中「法第二十二条の三」とあるのは「法第三十七条の八において準用する法第二十二条の三」と、第四条中「本支管投資額」とあるのは「特定導管投資額」と、第五条中「法第二十二条第一項ただし書」とあるのは「法第三十七条の八において準用する法第二十二条第一項ただし書」と、「法第二十二条の二第一項」とあるのは「法第三十七条の八において準用する法第二十二条の二第一項」と読み替えるものとする。

（ガス導管事業者の公表方法の特例）

第十二条

（ガス導管事業者の競争上の地位を害すると認められる場合又は特定のガスの供給を受ける者の権利利益を害することになる場合）

該ガス導管事業者の競争上の地位を害すると認められる場合又は特定のガスの供給を受ける者の権利利益を害することになる場合には、当該ガス導管事業者は、同項の規定にかかるわらず、公表すべき書類に記載すべき情報のうち当該要因となる部分については、公表しないことができる。

この場合において、当該ガス導管事業者は、公表しない部分を記載した書類を経済産業大臣（その事業の用に供する特定導管の設置の場所が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるガス導管事業者については、その特定導管の設置の場所を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

（ガス導管事業者の公表方法の特例）

第十三条

（ガス導管事業者の公表方法の特例）

この省令は、公布の日から施行し、平成十六年四月一日以後開始する事業年度に係る託送供給関連業務に関する会計の整理について適用する。

附 則（平成一八年一月二八日経済産業省令第一二四号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年九月二八日経済産業省令第六六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条、第三条、第四条及び第七条の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成一四年三月二三日経済産業省令第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気事業法施行規則附則第十七条の改正規定及び次条から附則第九条までの規定

（ガス事業託送供給収支計算規則の一改正に伴う経過措置）

第七条 この省令による改正後のガス事業託送供給収支計算規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る託送供給の業務及びこれ

に関連する業務に関する会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

この省令の施行の後、事業者が附則第五条第二項及び附則第六条第二項の規定を適用している場合は、新規則第三条に規定する託送供給関連業務に係る費用及び新規則第四条に規定する託送供給の算定方法については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

託送供給収支の算定方法

- ガス事業に係る収益のうち、次に掲げるものを、託送収益として整理すること。

- 「託送供給収益」は、託送供給によって得た収益を整理すること。

- 社内取引項目の「自社大口需要家からの託送収益」は、当該事業者の個別の大口需要家に、託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すること。なお、法第22条第1項ただし書の承認を受けた事業者にあっては、当該事業者の大口販売量に大口・卸供給部門託送供給関連原価単価（注1）を乗じて算定すること。

- 社内取引項目の「自社卸先事業者からの託送収益」は、当該事業者の個別の卸先事業者に、託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すること。なお、法第22条第1項ただし書の承認を受けた事業者にあっては、当該事業者の卸供給販売量に大口・卸供給部門託送供給関連原価単価（注1）を乗じて算定すること。

- 社内取引項目の「自社卸先事業者からの託送収益」は、上記（1）から託送供給に係る収益を整理すること。

- 「(補償料収入)」及び「(附帯サービス料収入)」は、その他の託送供給関連収益中における当該収入額を、当該内訳として整理すること。

- 「(償却分区域外工事負担金収入)」は、会計規則第4条に規定する工事負担金のうち、供給区域外において行うガスの供給に係る契約に基づくもの（以下「区域外工事負担金収入額」という。）について、当該区域外工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、導管に係る資産額において事業者が採用している減

価償却費の計算方法及び法人税法の定める耐用年数により分割して整理するものとした場合には、当該額をその他託送供給関連収益の内訳として整理すること。この場合において、全ての区域外工事負担金収入額の整理については、同一の方法によることとし、かつ、毎期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（注）

- 大口・卸供給部門託送供給関連原価単価は、直近の料金改定時の大口・卸供給部門の、LNG圧送原価、その他工場原価（導管の圧力制御に関する費用に限る。）、高压導管原価、中压導管原価、低压導管原価、供給管原価、メーター原価、検針原価及び集金原価の合計額を大口・卸供給部門の販売量の需要想定の値で除した値とすること。

- 小口部門託送供給関連原価単価は、直近の料金改定時的小口部門の、LNG圧送原価、その他工場原価（導管の圧力制御に関する費用に限る。）、高压導管原価、中压導管原価、低压導管原価、供給管原価、メーター原価、検針原価及び集金原価の合計額を大口・卸供給部門の販売量の需要想定の値で除した値とすること。

- ガス事業に係る費用のうち、次に掲げるものを、託送費用として整理すること。

- ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すること。

- ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すること。

- ガス事業に係る費用のうち、託送費用は、事業税を除く営業費用（製造費、供給販売費及び一般管理費をいう。）について、①から③までに規定する方法によって第2表の各項目に整理すること。

- 製造費及び供給販売費は、第1表の基準によつて配賦すること。

- 一般管理費は、業務内容に応じて区分し、第2表に掲げる費用の各項目のいずれかに特定できるものは当該各項目に直接配賦し、それ以外のもので客観的かつ合理的な基準を設定できるものは当該基準により機能別原価項目（一般ガス料金算定規則別表第4に掲げる項目をいう。以下この別表において同じ。）に配賦し、客観的かつ合理的な基準を設定できないものは機能別原価項目の金額比によつて配賦すること。

- ②の規定にかかるらず、当該事業年度の前事業年度末におけるガスマーティー取付数

供給需要費	
中圧導管費用	高圧導管費用
中圧導管の建設・維持・保全に関する費用	高圧導管の建設・維持・保全に関する費用
(中圧A導管費用と中圧B導管費用に区分するときは)	(中圧A導管費用と中圧B導管費用に区分するときは)
中圧A導管費用	中圧B導管費用
導管への供給圧力0.3MPa以上1.0MPa未満の中圧導管の建設・維持・保全に関する費用	導管への供給圧力0.1MPa未満の中圧導管の建設・維持・保全に関する費用
中圧B導管費用	中圧導管費用
導管への供給圧力0.1MPa以上0.3MPa未満の中圧導管の建設・維持・保全に関する費用	導管への供給圧力0.1MPa未満の中圧導管の建設・維持・保全に関する費用
低圧導管費用	低圧導管費用
全に関する費用	全に関する費用
需要家費用	需要家費用

運転資本	
繰延資産	期首期末平均又は期央残高の額とする。
本支管投資額の算定方法	営業費等（減価償却費、固定資産除却損等を除く。）の合計額の1.5月分とする。
超過利潤額等の算定方法	「供給計画様式第12」（平成11年通商産業省告示第642号）に定める供給計画様式第12（以下「供給計画様式第12」という。）に掲げる「輸送導管」及び「本支管（輸送導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すること。ただし、ガス導管事業者にあっては、ガス事業法施行規則第2条の2に規定する特定導管に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すること。
別表第3（第5条関係）	別表第1により作成した託送収支計算書を基に、次の場合により様式第3第1表の超過利潤計算書を作成すること。ただし、法第22条第1項ただし書の承認を受けた事業者であつて法第22条の2第1項に規定する届出を行つている事業者及び法第37条の8において準用する法第22条第1項ただし書の承認を受けた事業者であつて法第37条の8において準用する法第22条の2第1項に規定する届出を行つている事業者（以下「承認事業者」という。）については、（2）、（3）及び（5）は整理することを要しない。
(1) 託送供給関連部門事業報酬額は、法第22条第1項及び第2項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に託送供給関連部門事業報酬額として整理した額（ガス導管事業者にあっては、法第37条の8において準用する法第22条第1項及び第2項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際の事業報酬額）を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額とする。ただし、承認事業者にあっては、法第22条の2第1項に規定する届出を行つた事業年度において別表第2により作成した託送資産明細書における託送資産合計に当該年度の事業報酬率を乗じて得た額とすること。	1. 別表第1により作成した託送収支計算書を基に、次の場合により様式第3第1表の超過利潤計算書を作成すること。ただし、法第22条第1項ただし書の承認を受けた事業者であつて法第22条の2第1項に規定する届出を行つている事業者及び法第37条の8において準用する法第22条第1項ただし書の承認を受けた事業者であつて法第37条の8において準用する法第22条の2第1項に規定する届出を行つている事業者（以下「承認事業者」という。）については、（2）、（3）及び（5）は整理することを要しない。
(2) 届け出た供給約款、法第22条第1項及び第2項（ガス導管事業者にあっては、法第37条の8において準用する法第22条第1項及び第2項）の規定により届け出た託送供給約款の料金（以下「直近改定時料金」という。）を設定した際に算定した額を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額とすること。	2. 每事業年度決算確定値をもとに次表の方法によつて算定すること。ただし、金商法適用外会社、地方公共団体及び法人たる組合にあつては、直近の託送供給料金算定期のレートベースにより算定することができる。
(3) 術別表第2（第4条関係）	1. 託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦することができる。ただし、ガス導管事業者にあつては、工具器具備品等の少額資産等については人員比によつて配賦することができる。
項目	託送資産の算定期間
建設仮勘定	期首期末平均又は期央残高の額とする。
設備勘定（有形）	期首期末平均又は期央残高の額とする。
無形固定資産	期首期末平均又は期央残高の額とする。
長期前払費用	期首期末平均又は期央残高の額とする。

別表第2（第4条関係）

託送資産の算定期間

1 託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦することができる。ただし、ガス導管事業者にあつては、工具器具備品等の少額資産等については人員比によつて配賦することができる。

2 每事業年度決算確定値をもとに次表の方法によつて算定すること。ただし、金商法適用外会社、地方公共団体及び法人たる組合にあつては、直近の託送供給料金算定期のレートベースにより算定することができる。

項目 算定期間

建設仮勘定 期首期末平均又は期央残高の額とする。

設備勘定（有形） 期首期末平均又は期央残高の額とする。

無形固定資産 期首期末平均又は期央残高の額とする。

长期前払費用 期首期末平均又は期央残高の額とする。

2. 別表第2により作成した託送資産明細書及び1.の規定により作成した超過利潤計算書を基に、次の方針により様式第3第2表の超過利潤累積額管理表を作成すること。

(1) 前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表した直近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送料金算定規則第15条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。

(2) 当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）に当期超過利潤額（又は当期欠損額）を加えた額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）において託送料金算定規則第15条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、当該実施後の当期超過利潤額（又は当期欠損額）に相当する額を記載すること。

(3) 一定水準額は、一般ガス事業者又はガス導管事業者の実情に応じて、次に掲げる額のうちいずれかの額とすること。また、①又は②に掲げる額を適用する場合には、備考欄に託送資産の期首期末平均額若しくは期央残高並びに事業報酬率（法第22条第1項及び第2項ガス導管事業者にあっては、法第37条の8において準用する法第22条第1項及び第2項）の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率をいい、以下単に「事業報酬率」という。）を記載すること。なお、当該水準額の算定については、毎期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

1 一般ガス事業者

イ 様式第2の託送資産明細書の本支管投資額実績表中「直近実績」の5年平均額

ロ 託送資産の期首期末平均額若しくは期央残高に事業報酬率を乗じて得た額

（略）

</